

蕨市公共事業評価監視委員会運営要領

(趣旨)

第1条 蕨市公共事業評価監視委員会条例(平成19年蕨市条例第6号)第7条の規定により、蕨市公共事業評価監視委員会(以下「委員会」という。)の会議(以下「会議」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議方法)

第2条 委員会は、審議において必要と認めるときは、審議対象事業の説明を担当事業課に対して求めるものとする。

2 委員会は、審議において必要と認めるときは、専門的な知識を有する者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(関連事業の審議)

第3条 市以外の事業主体が実施する事業と市が実施する事業とが密接に関係しており、一連の事業として共同で再評価を実施することが効率的なときには、市長と他の事業主体の長が協議の上、審議の方法を決定する。

(会議)

第4条 会議は、原則公開とし、公開の方法は、会議の傍聴及び会議録等の公表によるものとする。ただし、審議する事項が次の各号のいずれかに該当するときは、会議の全部及び一部を非公開とすることができる。

- (1) 蕨市情報公開条例(平成19年条例第35号)の非公開事項に該当すると認められるとき
- (2) 会議を公開することにより、公平かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められるとき
- (3) 前2号の規定により会議を非公開とする場合には、委員長又は委員の発議に基づき会議に諮り、出席委員の過半数の同意を得なければならない。

2 会議の傍聴に関する要領を別に定める。

(権限)

第5条 委員長は、議事を整理するため、必要があると認めたときは、委員の発言を止め、又は議事を中止することができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、都市整備部まちづくり課において処理する。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 19 年 11 月 26 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 20 年 10 月 6 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和 5 年 10 月 2 日から施行する。